

山陽小野田市民活動団体の登録に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市民活動の推進を図るため、市民活動を行う団体（以下「市民活動団体」という。）の登録（以下単に「登録」という。）に関して必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「市民活動」とは、市民、公共的団体、事業者等が自発的かつ主体的に行う公益的な活動であって、次の各号のいずれにも該当しない活動をいう。

- (1) 専ら営利を目的とする活動
- (2) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを目的とする活動
- (3) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを目的とする活動
- (4) 特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいう。以下同じ。）の候補者（当該候補者になろうとするものを含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする活動
- (5) 公共の利益を害するおそれのある活動

2 市民活動団体が行う活動は、別表に掲げる活動に分類する。

(登録の要件)

第3条 登録の要件は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 市内で活動する団体であること。
- (2) 3人以上の構成員を有すること。
- (3) 前条第1項各号に掲げる活動をする団体でないこと。
- (4) 山陽小野田市暴力団排除条例（平成23年山陽小野田市条例第18号）第2条第1項に規定する暴力団又は同条第2号に規定する暴力団員が統制下にある団体でないこと。

(登録の申請)

第4条 登録の申請（以下「申請」という。）は、市民活動団体登録申請書（様

式第1号。以下「申請書」という。)を市長に提出して行うものとする。

2 申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 定款又は規約若しくは会則
- (2) 申請の日の属する事業年度の事業計画書及び予算書
- (3) 役員の氏名を記載した書類
- (4) 構成員名簿
- (5) その他参考となる事項を記載した書類

(登録の実施)

第5条 市長は、申請があったときは、当該申請書及びその添付書類の記載事項を審査し、適当と認めるときは、市民活動団体登録簿(様式第2号)に登録し、登録を受けた団体(以下「登録団体」という。)に対して市民活動団体登録証(様式第3号。以下「登録証」という。)を交付する。

(登録の変更)

第6条 登録団体は、登録の内容について変更があったときは、遅滞なく登録内容変更届出書(様式第4号)を市長に提出しなければならない。

(登録の取消し)

第7条 市長は、登録団体が次の各号のいずれかに該当するに至ったとき、又は不正な手段により登録を受けたことが判明したときは、その登録を取り消すものとする。

- (1) 第3条に掲げる登録の要件を欠いたとき。
- (2) 登録内容に虚偽の記載があることが判明したとき。
- (3) 団体の信頼を失う行為があったとき、又は活動目的から逸脱したとき。
- (4) 登録の取消しの申出があったとき。
- (5) 団体が解散したとき。

(登録の有効期間)

第8条 登録の有効期間は、第7条の規定による登録の取消しの日までとする。

(活動報告)

第9条 登録団体は、毎年、活動報告書(様式第5号)を提出しなければならない。

(登録団体への支援等)

第 10 条 市長は、登録団体の活動促進を図るため、次に掲げる支援を行うものとする。ただし、これにより登録団体の活動や会員等の個人の情報に支障をきたす場合は、この限りでない。

- (1) 登録団体の広報活動に関する活動
 - (2) 市民活動に関する人材育成及び研修の場の提供
 - (3) 市民活動に関する活動の支援及び相談対応
 - (4) 市民、市民活動団体、公共的団体、事業者、市等多様な主体の相互の連携に関する支援
 - (5) 市民活動センターの施設及び附属設備等の提供
- (雑則)

第 11 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成 30 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第２条関係）

- (1) 保健・医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) まちづくりの推進を図る活動
- (4) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (5) 環境の保全を図る活動
- (6) 災害救援活動
- (7) 地域安全活動
- (8) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- (9) 国際協力の活動
- (10) 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
- (11) 子どもの健全育成を図る活動
- (12) 情報化社会の発展を図る活動
- (13) 科学技術の振興を図る活動
- (14) 経済活動の活性化を図る活動
- (15) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- (16) 消費者の保護を図る活動
- (17) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

市民活動団体登録申請書

公開
の
可否

名 称	フリガナ	
所 在 地	(〒) 山陽小野田市	
連 絡 先	TEL FAX	
代 表 者 名		
Eメールアドレス		
H P ア ド レ ス	http://	
設 立 年 月 日	年 月 日設立	
活 動 分 野 (該当する項目に「✓」 を付してください。)	☐ 保健・医療・福祉 ☐ 社会教育 ☐ まちづくり ☐ 学術・文化・芸術・スポーツ ☐ 環境保全 ☐ 災害救援 ☐ 地域安全 ☐ 人権・平和 ☐ 国際協力 ☐ 男女共同参画 ☐ 子ども ☐ 情報化社会 ☐ 科学技術 ☐ 経済活動 ☐ 職業能力・雇用機会 ☐ 消費者保護 ☐ NPO支援	—
提供できる活動内容	講師 ・ 企画 ・ 交流 ・ その他 ()	
会 員 数	人(男性 人、女性 人)	
会 費	入会金 円／年会費 円／その他()	
活 動 内 容 (200字以内)		
活 動 場 所		

①定款又は規約若しくは会則、②申請の日の属する事業年度の事業計画書、③予算書、④役員の氏名を記載した書類、⑤構成員名簿、⑥その他参考となる事項を記載した書類

様式第2号（第5条関係）

市民活動団体登録簿

分野 ()

団体名	所在地
代表者	設 立
T E L	F A X
E メールアドレス	H P アドレス
活動内容	
活動場所	
その他	

登録番号:

登録年月日：_____

市民活動団体登録証

登 録 番 号

団 体 名

代 表 者 名

団体の所在地

年 月 日

山陽小野田市長



山陽小野田市長あて

団 体 名

代表者名

登録内容変更届出書

登録の内容について下記のとおり変更がありましたので、山陽小野田市民活動団体の登録に関する要綱第 6 条の規定により、届け出ます。

団体名	所在地
代表者	設 立
T E L	F A X
E メールアドレス	H P アドレス
活動内容	
活動場所	
その他	

※変更のあった項目のみ記入してください。

（添付書類）

その他変更の内容を記載した書類

年 月 日

山陽小野田市長あて

団 体 名

代表者名

年度 活動報告書

山陽小野田市民活動団体の登録に関する要綱第9条の規定により、 年度の活動について下記のとおり報告します。

1 活動期間

年 月 日 ～ 年 月 日

2 活動内容

年月日	活動事業名等	活動場所	活動概要

※枠が不足する場合は、別紙により記載ください。

※活動内容等は、各団体の総会資料など確認できる資料の添付により替えることができます。